警察通信に関する訓令の運用について（通達）

（最終改正　令和６．３．８　例規務第３号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて）

（概要）

警察通信に関する訓令（令和３年京都府警察本部訓令第４号）に基づき、同訓令の運用上の留意事項等、必要な事項を定めたもので、令和３年４月１日から実施しています。